

新潟市出産・子育て応援事業のご案内

妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じる「伴走型相談支援」の充実と、面談を通じた「にいがたスマイルギフト」（出産応援ギフト・子育て応援ギフト）の支給を一体的に行う「新潟市出産・子育て応援事業」を実施しています。

● 出産・子育て応援事業の流れ

伴走型相談支援

妊娠届出時

■ 面談①
保健師等と窓口で面談

電子申請

経済的支援 「にいがたスマイルギフト」

■ 出産応援ギフト
妊婦 1 人あたり 5 万円の支給

妊娠 8 か月頃

■ 面談②
希望者に面談（状況確認や面談希望の確認のため、妊娠 7 か月頃にアンケートを送付）

※面談①にて
申請方法をご案内

出生届出後

■ 面談③
助産師等と新生児訪問や
こんにちは訪問時の面談

電子申請

■ 子育て応援ギフト
児童 1 人あたり 5 万円の支給

※面談③にて
申請方法をご案内

■ 子育て関連のイベント情報の配信、継続的な相談支援

● 8か月面談について

- 妊娠7か月頃に妊娠中の状況をお聞きしたり、面談希望の確認をするためにアンケートを送付します。
- 安心して赤ちゃんを出産できるように、ご希望される方は助産師等とお話することができます。自分の身体のことや赤ちゃんのいる生活のこと、産前産後に受けられるサービスについてなど、気になることがある方は、面談でお話してください。



新潟市子育て応援
キャラクター
ほのわちゃん

にいがたスマイルギフトについては裏面に続きます。必ずご確認ください。

● にいがたスマイルギフトの対象者および支給額

対象者は申請時点で新潟市に住所を有する、次のいずれかに該当する方です。

▶ 出産応援ギフト

対象者：令和5年2月13日以降に妊娠届を提出した妊婦で
妊娠届出時の面談を受けた方

支給額：**妊婦1人あたり5万円**

▶ 子育て応援ギフト

対象者：令和5年2月13日以降に出生した児童を養育する方で
新生児訪問等の面談を受けた方

支給額：**児童1人あたり5万円**

● ギフトの手続き方法・申請期限

申請は原則、電子申請です。電子申請の受付フォームは面談後にお渡しする申請案内に掲載しています。

▶ 出産応援ギフト

○ **申請期限：出産されるまでに**電子申請してください。

※流産や死産された方でも、新潟市に妊娠届を提出されていた方は対象となります。申請期限は出産予定日までです。

▶ 子育て応援ギフト

○ **申請期限：対象児童が生後4か月頃になるまでに**電子申請してください。

※出生後にお子様を亡くされて、新生児訪問等を受けていない方も対象となります。新生児訪問等を受けていない方は、申請方法の案内を個別にお送りいたします。申請期限は出生後4か月頃になるまでです。

● 転出入者の方へ

- 新潟市外へ転出または市外より転入される方は、転出入のタイミングなどにより申請先が異なります。詳しくは市HPよりご確認ください。
- 国の出産・子育て応援交付金を活用した今回の給付金については、各市町村で名称が異なります。二重受給とにならないようご注意ください。

● お問い合わせ先

新潟市こども未来部こども家庭課

電話：025-226-1205（受付時間 平日8:30～17:30）

制度内容や手続き方法については、新潟市HPでもご確認ください▶



「出産・子育て応援交付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。